

「快適トイレ」の導入について

国土交通省大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官 辛嶋 亨

1. はじめに

建設産業は、インフラや住宅、オフィスビル等の建築物の整備を通じて、国民生活の向上や経済の持続的な成長を支えていくという役割を担っている。また、整備されたインフラの日常的なメンテナンスや、耐震化等の防災・減災対策、除雪などを通じて、国民が安心してインフラ等を利用できる環境の維持や企業の事業継続性の確保にも寄与している。

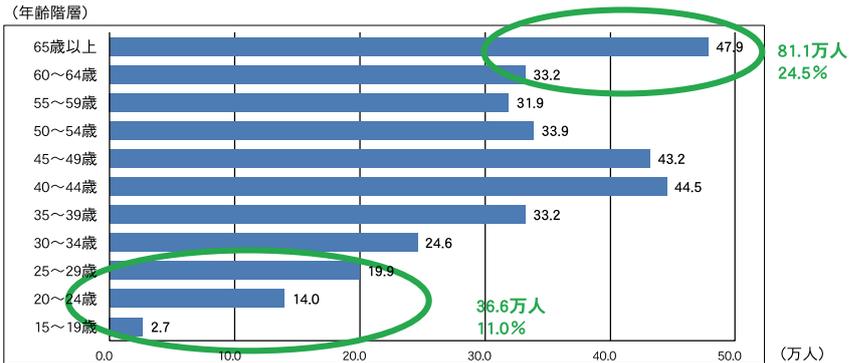
また、2019年は全国各地で大きな災害が発生しているが、建設産業には、こうした災害時における応急復旧やその後の復興工事など国民生活や経済活動の一日も早い再建に寄与する重要な役割もある。これらの国民生活の安全・安心や経済成長に貢献する建設産業の担う役割は将来にわたっても変わらない。

一方で、人口減少、少子高齢化を背景に、建設技能労働者約330万人のうち、55歳以上の方が3分の1を占め、近い将来これらの方の大量離職が見込まれている(図-1)。このような中、わが国の建設産業がその役割を持続的に担うためには、働き手の減少を上回る「生産性の向上」と将来の担い手を確保するための「働き方改革」に取り組むことが求められている。

特に、「働き方改革」については、賃金水準の向上や長時間労働の是正、週休2日の確保などに取り組むとともに、建設産業の“執務室”となる建設現場の魅力高め、若年層や女性への入職・定着を促進していくことが必要である。

建設産業においては、様々な地理的・地形的条件、および日々変化する気象条件等に対処する「現地屋外生産」という特性を有しており、屋内での生産が主となる産業では当たり前提供されている労働環境が、建設産業においては当たり前になっていないものも多い状況である。

このように、建設産業の“執務室”で



出所：総務省「労働力調査」(H29年平均)を元に国土交通省にて推計

図-1 年齢別の技能労働者数

快適トイレの標準仕様	
1. トイレに求める機能	2. 付属品として備えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ①洋式便座 ②水洗(簡易水洗も含む)、又は、し尿処理装置付き ③臭い逆流防止機能付き(フラッパー機能付き) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること) ④容易に開かない施錠付き(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの) ⑤照明設備(電源がなくても良いもの) ⑥衣類掛け等のフック付きまたは荷物置き場の設備付き(耐荷重5kg以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦男女別の明確な表示(女性が現場にいる場合に必須) ⑧入口の目隠し板の設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る) ⑩鏡付き洗面台 ⑪便座除菌シート等の衛生用品
	3. 推奨する仕様、付属品
	<ul style="list-style-type: none"> ⑫室内寸法900mm×900mm以上(半畳程度以上) ⑬擬音装置 ⑭着替え台(フィッティングボード等) ⑮フラッパー機能の多重化 ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

※1及び2の項目は、必ず備えるものとする

※3の項目は、無くても良いが、あればより快適に使用出来ると思われるもの

※快適トイレに関する費用は、45,000円/基・月を上限に男女別で設置した場合は、2基まで費用計上する。

上限を超える費用については、受注者は、積算項目内の「イメージアップ経費(率分)」にて計上可能とする。

図-2 「快適トイレ」の標準仕様

ある建設現場の労働環境を改善し、老若男女問わず誰もが働きやすい環境を整備していくことが、今後建設産業を更に魅力的な産業とするためには必要不可欠である。

2. 現場のトイレの改善に向けた取組

さて、現在、政府では観光立国を掲げ、2020年までに訪日外国人観光客を4,000万人にすべく、官民が様々な取組を行っているが、外国人観光客が日本に来てま

ず初めにトイレの清潔さ・快適さに驚くということも少なくないようである。一方、建設現場のトイレはその多くが仮設のトイレであり、いわゆる3Kイメージのうち、「汚い」建設現場を象徴している。職場は1日の多くの時間を過ごす場であり、職場に付属するトイレについても、衛生的で綺麗で快適に利用できるようにしておくべきである。また、和式から洋式への変化に代表されるよう、トイレに求められる水準も時代によって変化している。

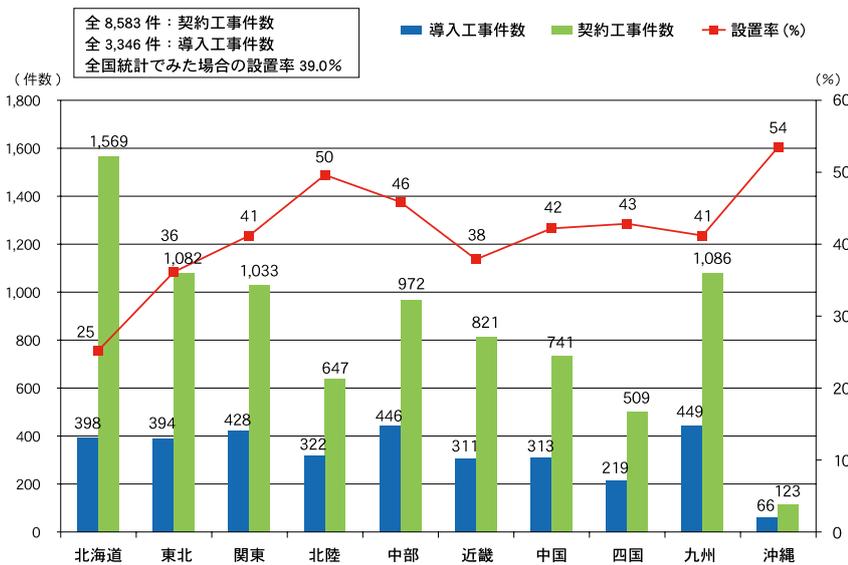


図-5 地域別 快適トイレ設置工事件数・設置率

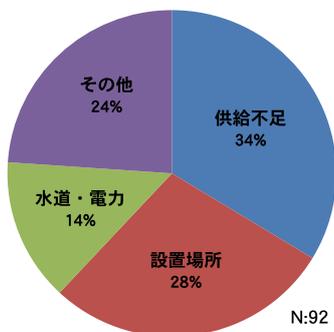


図-6 快適トイレ導入時の意見（建設現場アンケート結果）

4. 快適トイレの導入状況について

国土交通省では、2016年10月1日以降に入札手続きを開始する土木工事において、導入するトイレは快適トイレを基本としている。技術者・技能労働者に女性がいなかったとしても、運転手や外部からの見学者に女性がいることが想定され、建設業は男性も女性も快適に働ける最低限の設備は整っているということを示すためにも、トイレは男女別の計2台を設置することができるよう、快適トイレに要する費用は、一定の金額の範囲内を上限に、男女別で設置した場合は、2基まで費用計上を認めることとしている。

また、「快適トイレ」の原則化に先立ち、2016年9月には、「快適トイレ」の標準仕様を満たすトイレをまとめた「快適トイレ」の事例集を作成し、ホームページ

で公表している（図-4）。この事例集の作成にあたっては、「快適トイレ」の標準仕様を満たすトイレの事例を募集し、要件を満たす68件を掲載した。なお、当該事例集はあくまで募集期間に応募のあったものを対象に掲載しており、事例集に掲載のないものも、標準仕様を満たすトイレは、「快適トイレ」として活用できる。

国土交通省において「快適トイレ」を基本としてから2年が経過した。国土交通省直轄工事における導入状況を調査した結果、25%程度の工事で快適トイレが設置されていることが分かった。一方で、従来の仮設トイレよりも一回り以上大きい快適トイレについては、その設置場所の確保や供給量不足といった課題があることも明らかになってきた（図-5、6）。

5. 工事現場以外への普及の期待

東日本大震災や熊本地震など、大きな災害になるとまず問題になるのはトイレである。すぐに仮設トイレが設置されるが、現在市場に出回っているものの多くが和式であるため、災害直後に設置されるトイレも和式が多い現状がある。このため、かがんで使用することが難しい方にとっては利用が大変困難であったり、不衛生に感じてトイレを我慢したりするなどの課題が指摘されている。災害直後は仮設トイレの改善を求める報道も多くされるが、災害用に用意されているわけではなく、平常時には、建設現場やイベント等で使用されており、平常時も含めて、求めるトイレの機能を向上させていく必要がある。

国土交通省が発注する工事で使用されている仮設トイレは全体の1割程度と言われている。また、国土交通省が行っている事業は全国にわたり、全国的に「快適トイレ」のニーズが生まれていることになる。市場に出回っている仮設トイレの1割が「快適トイレ」に変われば、災害直後に持ち込まれるトイレも、一定程度「快適トイレ」に変わるのではないかと期待している。

6. おわりに

国土交通省では、受注者と発注者双方が連携し、給料が良く、休暇が取得でき、将来に希望が持てる、“新しい3K”の魅力ある建設産業となるよう、「生産性向上」や「働き方改革」に取り組んでいるが、あわせて、今回説明した「快適トイレ」など建設現場の労働環境の改善に取り組み、将来の担い手の確保を実現していきたいと考えている。